国土交通省 北陸信越運輸局　　毎月３回（1 日・11 日・21 日発行）

北陸信越運輸局報

明日の交通・環境を創造します。

平成２７年１０月　１日（木曜日）　第４５５号

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目　　次

公　　示　△「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について」の一部改正について　‥P 1
△「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可期限の更新等の取扱いについて」の一部改正について　‥P 4
△「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」の一部改正について　‥P10
△「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の表示等に関する取扱いについて」の一部改正について　‥P17
△タクシー業務適正化特別措置法施行規則第３条の２第１項及び第１４条の２に規定する講習を実施する者について　‥P23
許認可等　△自動車分解整備事業の認証　‥P23

○　公　　示

（自動車交通部）

公　示　第４１号

「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について」（平成１４年７月１日付け公示第２３号）を別紙のとおり一部改正する。

平成２７年９月２８日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙　一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について

新	旧
公示第２３号 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の申請について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号、以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年７月１日 北陸信越運輸局長　武藤　秀一 記 １．（略） ２．許可等に付す期限及び条件（法第８６条第１項） （１）（略） （２）新規許可等に付す条件 ①～⑦　（略） ⑧　タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく個人タクシー事業者乗務証を、国土交通省令で定めるところにより車内に表示すること。	公示第２３号 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の申請について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号、以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年７月１日 北陸信越運輸局長　武藤　秀一 記 １．（略） ２．許可等に付す期限及び条件（法第８６条第１項） （１）（略） （２）新規許可等に付す条件 ①～⑦　（略） ⑧　氏名等の記載とともに写真を貼付した北陸信越運輸局長が定める写真票を車内に掲示すること。

⑨～⑭　（略） （３）（略） ３．～７．（略） 附　則（平成１４年７月１日付け公示第２３号） （略） 附　則（平成２７年１月１９日付け公示第７０号） この公示は、平成２７年４月１日から適用する。 附　則（平成２７年９月２８日付け公示第４１号） この公示は、平成２７年１０月１日から適用する。 なお、適用の際、現に同一営業区域内に営業所を有する個人タクシー事業者は、平成２８年３月３１日までの間、個人タクシー事業者乗務証の交付を受けるまでは、従前の写真票を車内に掲示すること。	⑨～⑭　（略） （３）（略） ３．～７．（略） 附　則（平成１４年７月１日付け公示第２３号） （略） 附　則（平成２７年１月１９日付け公示第７０号） この公示は、平成２７年４月１日から適用する。

（自動車交通部）

公　示　第４２号

「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可期限の更新等の取扱いについて」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可期限の更新等の取扱いについて」（平成１４年７月１日付け公示第２４号）を別紙のとおり一部改正する。

平成２７年９月２８日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙　一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可期限の更新等の取扱いについて

新	旧
公示第２４号 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の 許可期限の更新等の取扱いについて 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）に係る許可期限の更新、代務運転制度及び事業の廃止の各取扱い等について、下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年７月１日 北陸信越運輸局長　武藤　秀一 記 １．（略） ２．代務運転制度について （１）～（２）①（略） ②代務運転者の要件 （イ）～（ハ）（略） （ニ）タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録を受けていること。 （ホ）法令遵守状況 ア～ウ（略）	公示第２４号 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の 許可期限の更新等の取扱いについて 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）に係る許可期限の更新、代務運転制度及び事業の廃止の各取扱い等について、下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年７月１日 北陸信越運輸局長　武藤　秀一 記 １．（略） ２．代務運転制度について （１）～（２）①（略） ②代務運転者の要件 （イ）～（ハ）（略） （ニ）法令遵守状況 ア～ウ（略）

（へ）事業計画 （３）～（４）（略） （５）承認の処理 　代務運転に係る許可条件変更の承認をしたときは、事業者に対して次の条件を付した別添様式４の書面を交付することとする。 ①（略） ②　代務者が運転業務に従事する際には、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録タクシー運転者証を、国土交通省令で定めるところにより車内に表示しなければならない。 ③～⑥（略） ⑦　⑤又は⑥の場合並びに承認期限が満了した場合には、速やかに登録タクシー運転者証を単位地域内の登録実施機関に返付しなければならない。 附則（平成１４年７月１日付け公示第２４号） （略） 附則（平成２７年１月１９日付け公示第７２号で一部改正） 　この公示は、平成２７年４月１日以降に受理する申請から適用する。 附則（平成２７年９月２８日付け公示第４２号で一部改正） 　この公示は、平成２７年１０月１日以降に受理する申請から適用する。 　なお、適用の際現に、タクシー事業者に雇用されている者でタクシー運転者として選任されているものに係る申請については、平成２８年３月３１日までの間、なお従前の例によるものとする。 別表～別添様式３－５（略）	（ホ）事業計画 （３）～（４）（略） （５）承認の処理 　代務運転に係る許可条件変更の承認をしたときは、事業者に対して次の条件を付した別添様式４の書面を交付することとする。 ①（略） ②　代務者が運転業務に従事する際には、車内に代務運転者の写真票を表示しなければならない。 ③～⑥（略） ⑦　⑤又は⑥の場合並びに承認期限が満了した場合には、速やかに代務運転者の写真票を管轄する運輸支局長に返付しなければならない。 附則（平成１４年７月１日付け公示第２４号） （略） 附則（平成２７年１月１９日付け公示第７２号で一部改正） 　この公示は、平成２７年４月１日以降に受理する申請から適用する。 別表～別添様式３－５（略）

別添様式４

番　　号

一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の
代務運転に係る許可条件変更の承認書

○○　○○　殿

平成　　年　　月　　日付け○○○第　　号による一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可に付した条件のうち「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。」について、下記のとおり期間を限定して変更することを承認する。

記

１．変更する期間（承認期間）
　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

２．承認期間中の代務運転者
　住　　所
　氏　　名
　生年月日　　年　　月　　日生

３．条件
（１）代務運転者以外の者に、当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
（２）代務運転者が運転業務に従事する際には、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録タクシー運転者証を、国土交通省令で

別添様式４

番　　号

一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の
代務運転に係る許可条件変更の承認書

○○　○○　殿

平成　　年　　月　　日付け○○○第　　号による一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可に付した条件のうち「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。」について、下記のとおり期間を限定して変更することを承認する。

記

１．変更する期間（承認期間）
　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

２．承認期間中の代務運転者
　住　　所
　氏　　名
　生年月日　　年　　月　　日生

３．条件
（１）代務運転者以外の者に、当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
（２）代務運転者が運転業務に従事する際には、車内に代務運転者の写真票を表示しなければならない。

定めるところにより車内に表示しなければならない。

（３）承認期間内は、事業者が運転業務に従事してはならない。

（４）代務運転者は、北陸信越運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。

（５）承認期間内に事業者の傷病等が治癒し、事業者が運転業務に復帰することが可能となったときは、速やかに代務運転に係る許可条件変更の解除届を管轄する運輸支局長を経由して北陸信越運輸局長へ提出し、事業者は運転業務に復帰しなければならない。

（６）事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、承認期間が満了するものであること。

（７）（５）又は（６）の場合並びに承認期限が満了した場合には、速やかに登録タクシー運転者証を単位地域内の登録実施機関に返付しなければならない。

平成　　年　　月　　日

北陸信越運輸局長　○○　○○

別添様式５

平成　　年　　月　　日

北陸信越運輸局長　殿

事業者番号：
住　　所：
名　　称：
氏　　名：
生年月日：　　年　　月　　日生
（年齢 満　　歳）

（３）承認期間内は、事業者が運転業務に従事してはならない。

（４）代務運転者は、北陸信越運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。

（５）承認期間内に事業者の傷病等が治癒し、事業者が運転業務に復帰することが可能となったときは、速やかに代務運転に係る許可条件変更の解除届を管轄する運輸支局長を経由して北陸信越運輸局長へ提出し、事業者は運転業務に復帰しなければならない。

（６）事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、承認期間が満了するものであること。

（７）（５）又は（６）の場合並びに承認期限が満了した場合には、速やかに代務運転者の写真票を管轄する運輸支局長に返付しなければならない。

平成　　年　　月　　日

北陸信越運輸局長　○○　○○

別添様式５

平成　　年　　月　　日

北陸信越運輸局長　殿

事業者番号：
住　　所：
名　　称：
氏　　名：
生年月日：　　年　　月　　日生
（年齢 満　　歳）

一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の代務運転に係る許可条件変更の解除届 平成　　年　　月　　日付け○○○第　　号（承認番号）による一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の代務運転に係る許可条件変更について、平成　年　月　日に代務運転者の使用を終了したので、当該許可条件変更の解除を届出します。 別添様式６（略）	一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の代務運転に係る許可条件変更の解除届 平成　　年　　月　　日付け○○○第　　号（承認番号）による一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の代務運転に係る許可条件変更について、平成　年　月　日に代務運転者の使用を終了したので、代務運転者の写真票を添え当該許可条件変更の解除を届出します。 別添様式６（略）

（自動車交通部）

公　示　第４３号

「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」（平成１４年７月１日付け公示第２５号）を別紙のとおり一部改正する。

平成２７年９月２８日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙　一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について

新	旧
公示第２５号 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の 許可等に係る法令及び地理の試験について 「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について」（平成１４年７月１日付け公示第２３号）で規定する、法令及び地理の試験については、下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年７月１日 北陸信越運輸局長　武藤　秀一 記 Ⅰ．Ⅱ．　（略） Ⅲ．申請後試験 １．～４．　（略） ５．申請事案の却下処分時等における試験合格者の取扱い （１）試験合格者にあっては、申請した事案が却下処分等となる場合に限り、その却下処分時等に別添３の合格証を発することとする。 （２）　（略） Ⅳ．　（略）	公示第２５号 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の 許可等に係る法令及び地理の試験について 「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について」（平成１４年７月１日付け公示第２３号）で規定する、法令及び地理の試験については、下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年７月１日 北陸信越運輸局長　武藤　秀一 記 Ⅰ．Ⅱ．　（略） Ⅲ．申請後試験 １．～４．　（略） ５．申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い （１）試験合格者にあっては、申請した事案が却下処分となる場合に限り、その却下処分時に別添３の合格証を発することとする。 （２）　（略） Ⅳ．　（略）

附　則（平成１４年７月１日付け公示第２５号） １．この公示は、平成１４年７月１日以降に実施する試験から適用する。 ２．「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」（平成１４年１月１８日付け公示第９５号）は、平成１４年６月３０日限りで廃止する。 （略） 附則（平成２７年１月１９日付け公示第７１号で一部改正） この公示は、平成２７年４月１日以降に実施する試験から適用する。 附則（平成２７年９月２８日付け公示第４３号で一部改正） この公示は、平成２８年３月１日以降に実施する試験から適用する。 （別添１） 年　　月　　日 北陸信越運輸局長　殿 （○○運輸支局長経由） 住　　所 氏　　名 生年月日 受　験　申　込　書 「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について（平成１４年７月１日付け公示第２５号）」Ⅰ．１．に規定する試験を受けたいため、下記のとおり申込みします。	附　則（平成１４年７月１日付け公示第２５号） １．この公示は、平成１４年７月１日以降に実施する試験から適用する。 ２．「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」（平成１４年１月１８日付け公示第９５号）は、平成１４年６月３０日限りで廃止する。 （略） 附則（平成２７年１月１９日付け公示第７１号で一部改正） この公示は、平成２７年４月１日以降に実施する試験から適用する。 （別添１） 年　　月　　日 北陸信越運輸局長　殿 （○○運輸支局長経由） 住　　所 氏　　名 生年月日 受　験　申　込　書 「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について（平成１４年７月１日付け公示第２５号）」Ⅰ．１．に規定する試験を受けたいため、下記のとおり申込みします。

記

１．試験区分（いずれかを○で囲むこと。）

法令及び地理の試験　　・　　法令のみの試験

２．営業区域

３．運転経歴（新しいものから記載すること。）

（自　）年月日	（至）年月日	勤務年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タクバス・他

４．試験通知等の送付先
郵便番号
住　　所
氏　　名

５．添付書類
（１）自動車運転免許証の写し（表・裏）

（別添２）　（略）

記

１．試験区分（いずれかを○で囲むこと。）

法令及び地理の試験　　・　　法令のみの試験

２．営業区域

３．運転経歴（新しいものから記載すること。）

（自　）年月日	（至）年月日	勤務年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タクバス・他

４．試験通知等の送付先
郵便番号
住　　所
氏　　名

５．添付書類
（１）自動車運転免許証の写し（表・裏）

（別添２）　（略）

別　表

科　目	出　題　範　囲
法　令	１．道路運送法関係法令 ①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則 ④旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款 ⑦一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーの許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号） ⑧一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について　（平成13年10月26日付け国自旅第100号） ⑨一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について　（平成13年10月26日付け国自旅第101号） ⑩運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について　（平成１４年４月５日付け国自旅第５号） ⑪その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。) ２．タクシー業務適正化特別措置法関係法令 ①　タクシー業務適正化特別措置法（第４６条及び第４７条に限る。） ②　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第３０条から第３８条までに限る。） ３．道路運送車両法関係法令 ①道路運送車両法 ・第１条（この法律の目的） ・第１１条（自動車登録番号標の封印等） ・第１２条（変更登録）

別　表

科　目	出　題　範　囲
法　令	１．道路運送法関係法令 ①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則 ④旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款 ⑦一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーの許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号） ⑧一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について　（平成13年10月26日付け国自旅第100号） ⑨一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について　（平成13年10月26日付け国自旅第101号） ⑩運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について　（平成１４年４月５日付け国自旅第５号） ⑪その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。) ２．道路運送車両法関係法令 ①道路運送車両法 ・第１条（この法律の目的） ・第１１条（自動車登録番号標の封印等） ・第１２条（変更登録）

	・第１３条（移転登録） ・第１５条（永久抹消登録） ・第１９条（自動車登録番号標等の表示の義務） ・第２０条第２項（自動車登録番号標の廃棄等） ・第４１条（自動車の装置） ・第４２条（乗車定員又は最大積載量） ・第４７条（使用者の点検及び整備の義務） ・第４７条の２（日常点検整備） ・第４８条（定期点検整備） ・第４９条（点検整備記録簿） ・第５４条第１項、第２項（整備命令等） ・第５７条（自動車の点検及び整備に関する手引き） ・第５８条（自動車の検査及び自動車検査証） ・第６１条（自動車検査証の有効期間） ・第６２条（継続検査） ・第６６条（自動車検査証の備付け等） ・第６７条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）・第６９条第２項（自動車検査証の返納等） ・第７０条（再交付） ②自動車点検基準 ・第１条第１号（日常点検基準） ・第２条第１号（定期点検基準） ・第４条（点検整備記録簿の記載事項等） ③道路運送車両の保安基準 ・第２９条（窓ガラス） ・第４３条の２（非常信号用具） ・第４３条の３（警告反射板） ・第４３条の４（停止表示器材） ・第５０条（旅客自動車運送事業用自動車） ・第５３条（乗車定員及び最大積載量） ④自動車事故報告規則		・第１３条（移転登録） ・第１５条（永久抹消登録） ・第１９条（自動車登録番号標等の表示の義務） ・第２０条第２項（自動車登録番号標の廃棄等） ・第４１条（自動車の装置） ・第４２条（乗車定員又は最大積載量） ・第４７条（使用者の点検及び整備の義務） ・第４７条の２（日常点検整備） ・第４８条（定期点検整備） ・第４９条（点検整備記録簿） ・第５４条第１項、第２項（整備命令等） ・第５７条（自動車の点検及び整備に関する手引き） ・第５８条（自動車の検査及び自動車検査証） ・第６１条（自動車検査証の有効期間） ・第６２条（継続検査） ・第６６条（自動車検査証の備付け等） ・第６７条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）・第６９条第２項（自動車検査証の返納等） ・第７０条（再交付） ②自動車点検基準 ・第１条第１号（日常点検基準） ・第２条第１号（定期点検基準） ・第４条（点検整備記録簿の記載事項等） ③道路運送車両の保安基準 ・第２９条（窓ガラス） ・第４３条の２（非常信号用具） ・第４３条の３（警告反射板） ・第４３条の４（停止表示器材） ・第５０条（旅客自動車運送事業用自動車） ・第５３条（乗車定員及び最大積載量） ④自動車事故報告規則

	・第２条（定義） ・第３条（報告書の提出） ・第４条（速報） ⑤道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 ・③に掲げる条項について具体的に定める事項 ⑥その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。)
地　理	申請する営業区域内の地名、道路、交差点、主要公共施設、河川、橋、公園、名所・旧跡等の名称及び場所、主要ターミナル等周辺の交通規制、その他個人タクシー事業の遂行に必要な地理に関する事項

（別添３）　（略）

	・第２条（定義） ・第３条（報告書の提出） ・第４条（速報） ⑤道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 ・③に掲げる条項について具体的に定める事項 ⑥その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。)
地　理	申請する営業区域内の地名、道路、交差点、主要公共施設、河川、橋、公園、名所・旧跡等の名称及び場所、主要ターミナル等周辺の交通規制、その他個人タクシー事業の遂行に必要な地理に関する事項

（別添３）　（略）

（自動車交通部）

公　示　第４４号

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」（平成２６年３月２７日付け公示第１２５号）を別紙のとおり一部改正する。

平成２７年９月２８日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙　一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて

新	旧
公示第１２５号 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）等関係法令及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成１４年７月１日付け公示第１４号）の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。 平成２６年３月２７日 北陸信越運輸局長　和迩　健二 記 Ⅰ　一般準則 （略） Ⅱ　法人タクシー（１人１車制個人タクシー及び福祉輸送事業限定自動車を除く）の表示等 １．～３．　（略） ４．車体表示事項 車体（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる	公示第１２５号 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）等関係法令及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成１４年７月１日付け公示第１４号）の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。 平成２６年３月２７日 北陸信越運輸局長　和迩　健二 記 Ⅰ　一般準則 （略） Ⅱ　法人タクシー（１人１車制個人タクシー及び福祉輸送事業限定自動車を除く）の表示等 １．～３．　（略） ４．車体表示事項 車体（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる

事項を別表２及び別表２の２並びに別表４の例により外部から容易に判別ができるように表示すること。 （１）～（４）　（略） ５．車内表示（掲示）事項 （１）　（略） （２）タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録タクシー運転者証を、国土交通省令で定めるところにより車内に表示すること。 （３）～（４）　（略） ６．（略） Ⅲ　個人タクシーの表示等 １．～３．（略） ４．車体表示事項 車体（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表２及び別表２の２並びに別表４の例により外部から容易に判別ができるように表示すること。 （１）～（４）　（略） ５．車内表示（掲示）事項 車内には、次に掲げる事項をそれぞれ定める場所に表示（掲示）すること。 （１）タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく個人タクシー事業者乗務証を、国土交通省令で定めるところにより車内に表示すること。 （２）～（３）　（略） ６．（略）	事項を別表２及び別表２の２並びに別表５の例により外部から容易に判別ができるように表示すること。 （１）～（４）　（略） ５．車内表示（掲示）事項 （１）　（略） （２）運転者の氏名　車内表示装置の後面に表示すること。なお、乗務員証を当該装置の後面に写真の貼付及び運転者名が記載されている面を車内に向けて表示することにより、これに代えることができる。 （３）～（４）　（略） ６．（略） Ⅲ　個人タクシーの表示等 １．～３．（略） ４．車体表示事項 車体（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表２及び別表２の２並びに別表５の例により外部から容易に判別ができるように表示すること。 （１）～（４）　（略） ５．車内表示（掲示）事項 車内には、次に掲げる事項をそれぞれ定める場所に表示（掲示）すること。 （１）事業者（運転者）の氏名、タクシーの名称及び自動車登録番号　別表３の写真票を車内表示装置の後面に表示すること。 （２）～（３）　（略） ６．（略）

Ⅳ　福祉輸送自動車の表示等 １．～２．　（略） ３．車体表示事項 車体（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表３の例により外部から容易に判別ができるように表示すること。 （１）～（４）　（略） ４．車内表示（掲示）事項 車内には、次に掲げる事項をそれぞれ定める場所に表示（掲示）すること。 （１）事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号並びに運転者及び補助者の氏名 別表５の規格により作成し、後席の旅客から見やすい位置に表示すること。 （２）　（略） 附　則 １　この公示は、平成２６年４月１日から適用する。 ２　この公示の適用日において営業所に配置する車両が、Ⅱ法人タクシーの表示等４．（１）又はⅢ個人タクシーの表示等４．（１）の事項について、別表２の規格に適合していない車両については、平成２６年９月３０日までに適合するよう措置することとする。 ３　平成１４年７月１０日付け北陸信越運輸局長公示第３８号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車への運賃及び料金に関する事項の表示」については、平成２６年４月１日限り廃止する。 附　則（平成２７年９月２８日付け公示第４４号） この公示は、平成２７年１０月１日から適用する。 なお、適用の際、現に法人タクシー事業者に雇用され運転者として選任され	Ⅳ　福祉輸送自動車の表示等 １．～２．　（略） ３．車体表示事項 車体（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表４の例により外部から容易に判別ができるように表示すること。 （１）～（４）　（略） ４．車内表示（掲示）事項 車内には、次に掲げる事項をそれぞれ定める場所に表示（掲示）すること。 （１）事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号並びに運転者及び補助者の氏名 別表６の規格により作成し、後席の旅客から見やすい位置に表示すること。 （２）　（略） 附　則 １　この公示は、平成２６年４月１日から適用する。 ２　この公示の適用日において営業所に配置する車両が、Ⅱ法人タクシーの表示等４．（１）又はⅢ個人タクシーの表示等４．（１）の事項について、別表２の規格に適合していない車両については、平成２６年９月３０日までに適合するよう措置することとする。 ３　平成１４年７月１０日付け北陸信越運輸局長公示第３８号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車への運賃及び料金に関する事項の表示」については、平成２６年４月１日限り廃止する。

ている者及び個人タクシー事業者は、平成２８年３月３１日までの間、登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にあっては、個人タクシー事業者乗務証）の交付を受けるまでは、従前の取扱いによるものとする。 別表１～別表２の２　（略） 別表３　個人タクシー写真票（削除）	別表１～別表２の２　（略） 別表３　個人タクシー写真票 〔表〕 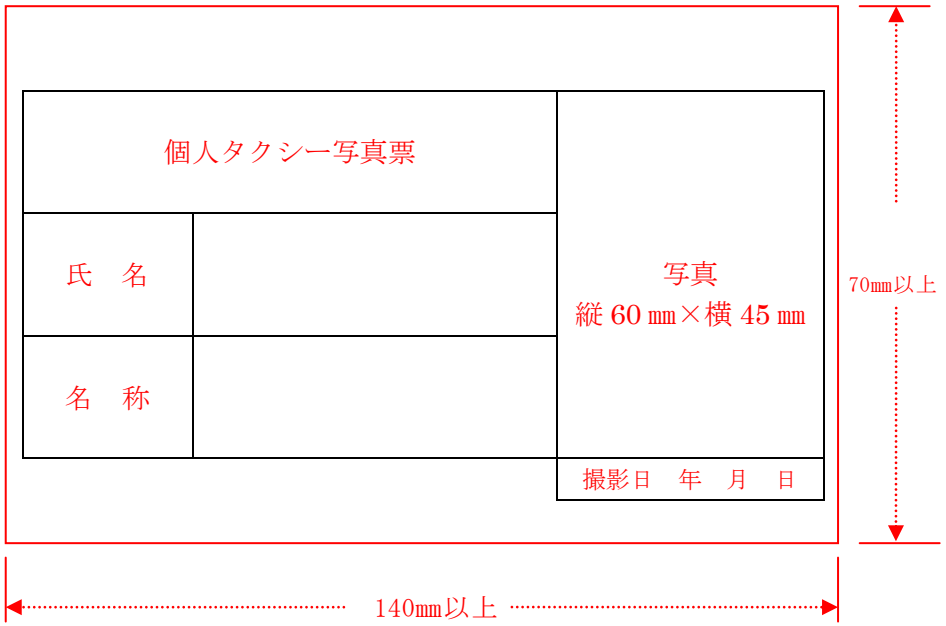

別表３　福祉輸送自動車の表示例 （略） 別表４　ユニバーサルデザインタクシー（ＵＤタクシー）の表示マーク （略） 別表５　福祉輸送自動車の車内表示 （略）	〔裏〕 年　　月　　日　　第　　号許可 〈注意事項〉 （１）写真は、単独、上三分身、無帽正面、無背景で縦 60 ㎜、横 45 ㎜のものとする。 別表４　福祉輸送自動車の表示例 （略） 別表５　ユニバーサルデザインタクシー（ＵＤタクシー）の表示マーク （略） 別表６　福祉輸送自動車の車内表示 （略）

（自動車交通部）

公示第４５号

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第３条の２第１項及び第１４条の２に規定する講習を実施する者について

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和４５年運輸省令第６６号）第３条の２第１項及び第１４条の２に規定する講習を実施する者として、下記のとおり認定したので公示する。

平成２７年１０月１日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

記

都道府県	講習を実施する者の名称	主たる事務所の所在地
新潟県	一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会	新潟市中央区弁天３－３－１５
長野県	一般社団法人 長野県タクシー協会	長野市大字高田字高田沖３５９－３
富山県	富山県タクシー協会	富山市新庄町馬場２４－２
石川県	石川県登録センター	金沢市鞍月２－１

○　許 認 可 等

■　自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	石認証第３７０号
認証年月日	平成２７年９月２９日
事業者名	マルネン株式会社
事業場の名称	野々市カーサポートサービス
事業場の所在地	石川県野々市市堀内２丁目２０６番
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝
業務範囲の限定	なし

以上